

八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業実施要綱

平成 29 年 4 月 1 日施行

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日改訂

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に定める第 1 号事業のうち、住民等が主体となって提供する介護予防・生活支援サービス（以下「住民主体サービス」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 住民ボランティアや特定非営利法人等の地域住民が主体となり、地域課題やニーズ等の実情に応じた住民主体サービスを提供することで、高齢者の自立した生活環境の維持又は向上を図るとともに、高齢者自らも住民主体サービスの提供者となることで介護予防を促進し、地域主体による自助・互助の充実を図る。

（定義）

第 3 条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）の例による。

2 この要綱における「生活支援」とは、高齢者の居宅における多様な生活上の困りごとに対し、地域住民が主体となって行う掃除、洗濯、買い物、ゴミだし、庭の手入れ等の多様な生活援助をいう。

3 この要綱における「通いの場」とは、趣味活動や生涯学習、運動等を通じて、高齢者の生きがいや外出の機会を創出し、地域住民の交流を図る（地域の中で住民同士が繋がりを持つ）多様な活動の「場」をいう。

（実施主体）

第 4 条 実施主体は、「八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助要綱（以下「補助要綱」という。）」に基づき、当該補助金の交付を受け、住民主体サービスの提供を行う団体（以下「サービス提供団体」という。）とする。

2 サービス提供団体に属し、住民主体サービスの提供を行う者（以下「従事者」という。）は、市が指定する適切な対応や遵守事項等に関する知識を習得するための研修又は他の機関が実施する同程度の研修受講に努めるものとする。

3 前項に定める研修を受講した者を「助け合いパートナー」と呼称する。

（利用者）

第 5 条 住民主体サービスの提供を受ける者は、八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 5 条に定める対象者（以下「利用者」という。）とする。

（内容）

第 6 条 住民主体サービスで提供される内容は、利用者の居宅において行う掃除、洗濯、買い物、

ゴミだし、庭の手入れ等の多様な生活上の困りごとに対する生活援助のほか、第2条に定める目的のために行われる多様な生活支援とする。

- 2 提供する生活支援の内容は、市が別に配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域課題やニーズを踏まえ、サービス提供団体が決定する。
- 3 サービス提供団体は、住民主体サービスの周知や従事者の確保等を目的とした普及啓発及び従事者の資質向上に取り組むものとする。
- 4 従事者が運転者となり、自家用車やレンタカー等を活用して住民主体サービス（買い物支援や医療受診支援等）を提供する場合は、道路輸送法（昭和26年法律第183号）及び平成30年3月30日国土交通省通達等の関連通知「道路輸送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の範囲でのみ運用できるものとする。

（サービス提供団体の創意工夫による多様な活動）

第7条 サービス提供団体は第6条に定める生活支援と連動し、地域住民の自立した生活環境の維持又は向上を図るため、地域資源を活用した通いの場の運営や介護予防の取り組み等、自らの創意工夫により多様な活動を行うことができる。

- 2 実施内容については生活支援コーディネーターとの協議のうえ決定すること。

（公表）

第8条 市は、次の各号を含む住民主体サービスの内容を、サービス提供団体ごと公表する。

- （1）サービス提供団体の概要（名称、住所、連絡先等）
- （2）提供内容
- （3）提供時間
- （4）提供範囲
- （5）利用者が負担する費用
- （6）利用に関する連絡先
- （7）その他サービス利用に関して必要な事項

（サービス提供団体の責務）

第9条 サービス提供団体は、住民主体サービスを適切かつ安全に提供するため、従事者に対して、次の必要な措置を講じなければならない。

- （1）安全なサービス提供を行うことを目的とした関連研修の受講
 - （2）従事者の健康状態の管理
 - （3）個人情報の適切な管理（個人情報の保護、情報セキュリティ）
- 2 地域との結び付きを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関連機関と連携した運営を行うこと。
 - 3 サービス提供にあたり発生する事故等については、サービス提供団体の責務において適切に対応すること。
 - 4 日頃より地域課題やニーズの把握に努め、生活支援コーディネーターとの意見交換や生活支援協議体等への参加、地域包括支援センターとの連携等、市が主体となっていく生活支援体制の充実にかかる取り組みに協力すること。

(助け合いコーディネーターの配置)

第10条 サービス提供団体は、従事者の中から、主に市や地域包括支援センター等の関連機関との連絡調整を行う者として、助け合いコーディネーターを1名指名する。

- 2 助け合いコーディネーターは、市及び地域包括支援センター等が主催する会議等への参加依頼があった場合、これに協力すること。
- 3 助け合いコーディネーターは、地域課題やニーズの把握に努める。
- 4 助け合いコーディネーターは、市が配置する生活支援コーディネーターと連携し、前項で把握した地域課題等の解決に向けた取り組みを推進する。

(保険の加入)

第11条 サービス提供団体は、従事者及び利用者が、安心、安全にサービス提供又は利用できるよう、その活動にかかる傷害保険等に加入しなければならない。

(記録・保存)

第12条 サービス提供団体は、住民主体サービスの提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

- 2 サービス提供団体は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

(遵守事項)

第13条 サービス提供団体は、次の事項を順守しなければならない。

(1) 従事者の衛生及び健康管理

従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 秘密保持

従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者に対する住民主体サービスの提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(評価)

第14条 サービス提供団体は、提供するサービス内容や質に関する評価を定期的実施し、必要に応じて内容等の改善に努めること。

(苦情処理)

第 15 条 実施要綱第 13 条に定める苦情処理に準じる。

(その他)

第 16 条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。